

第二次塩尻市環境基本計画

令和2年度改訂版

塩 尻 市

目 次

第 1 章 計画の基本的事項	1
1 計画の位置づけ	
2 本市を取り巻く状況を加味した施策の推進	
3 計画の期間	
4 計画の範囲	
5 推進体制	
第 2 章 現状	2
1 環境学習と協働に関すること	
2 地球環境に関すること	
3 循環型社会に関すること	
4 生活環境に関すること	
5 自然環境に関すること	
第 3 章 施策の展開	7
○ 共通理念 環境を守る心を育む	8
- 施策の方向性 環境意識をたかめ、環境を守ります	
○ 基本理念 1 地球環境に配慮したまちをつくる	10
- 施策の方向性 地産地消型地域社会へ転換します	
○ 基本理念 2 資源を有効に活用するまちをつくる	12
- 施策の方向性 1 ごみの減量とリサイクルを促進します	
- 施策の方向性 2 森林や農地の利活用を促進します	
○ 基本理念 3 安心して生活できる環境を守る	16
- 施策の方向性 良好な生活環境を守ります	
○ 基本理念 4 ふるさとの自然を守る	19
- 施策の方向性 多様な生態系を守ります	
資料	
1 塩尻市環境審議会委員名簿	21

第 1 章 計画の基本的事項

1 計画の位置づけ

- 塩尻市は、平成 10 年 1 月に、豊かな自然環境を将来にわたり守っていくため、すべての市民の参加と協力の下、自然と人との共生できる環境の保全に取り組んでいくことを定めた「塩尻市環境基本条例」を制定しました。
- 塩尻市環境基本計画は、「塩尻市環境基本条例」第 6 条の規定に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。
- 市の上位計画である「第五次塩尻市総合計画」の分野別行動計画として環境面を具体化する計画であり、環境施策を推進するための基本方針となるものです。

2 本市を取り巻く状況を加味した施策の推進

- 環境問題は、世界的に取り組んでいくべき最重要課題であることから、国や県などの最新の施策を考慮した施策を推進していくものとします。

3 計画の期間

- 「第二次塩尻市環境基本計画」は、平成 27 年度を初年度とし、令和 5 年度を目標年度としており、3 年ごとに見直しを行っております。

4 計画の範囲

- 環境学習と協働に関すること
- 地球環境に関すること
- 循環型社会に関すること
- 生活環境に関すること
- 自然環境に関すること

5 推進体制

- 毎年度、本計画の進捗状況を塩尻市環境審議会に報告します。
- 毎年度、計画に基づく取り組み状況及び課題をまとめた「塩尻市環境白書」を作成し、公表します。

第2章 現状

計画の範囲ごとに、本市の現状をまとめます。

1 環境学習と協働に関すること

- 本市では、平成13年よりISO14001を認証取得しており、この中で、保育園から中学校までの環境学習を環境側面としてとらえ、環境意識の醸成を図っています。令和元年度に第6回更新審査を受け、令和3年度までの認証を取得しております。
- 子ども達が、日ごろ学校で取り組む環境学習の成果について発表する「環境トーク&パフォーマンス」については、学校負担軽減や児童の健康管理を考慮し、令和元年度をもって廃止としました。
- 本市のアダプト制度（地域の道路、公園等を住民がアダプト（養子縁組）して日常管理を行い、行政が活動支援する制度）であるクリーン塩尻パートナー制度加入者は年々伸びており、近年は区の中で昔から独自の活動をされている方へ支援するため、区として加入されるケースが多くなっています。

表1-1 クリーン塩尻パートナー制度加入団体数

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
加入団体数	40	44	46	49	52

- 持続可能な開発目標（SDGs）は、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に統合的に取り組むことにより持続可能な社会の実現を目指すものであり、2030年までに達成すべき17のゴールと169のターゲットが掲げられています。17のゴールのうち環境分野については、塩尻市環境基本計画と密接に関係していることから、本計画を推進することにより持続可能な社会の実現を目指します。

2 地球環境に関すること

- 令和元年10月に、台風19号による記録的な大雨の影響で千曲川の堤防が決壊し甚大な被害が発生するなど、大きな自然災害が多発していることから、気候変動に対する声が高まっています。
- 本市では、令和元年7月に、「持続可能な社会づくりのための協働に関する長野宣言」、令和2年3月に、長野県の「気候非常事態宣言（2050ゼロカーボンへの決意）」に賛同しております。
- 日本政府は、令和2年10月に「温室効果ガスの排出量を2050年までに実質ゼロにする」と宣言しました。

- 塩尻市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）では、二酸化炭素排出量を平成 25 年度比で、令和 5 年度までに 18.0%を削減する目標としております。本市の平成 25 年度の二酸化炭素排出量は 745,474t-CO₂、平成 29 年度は 771,279t-CO₂であることから、3.5%の増加となっております。

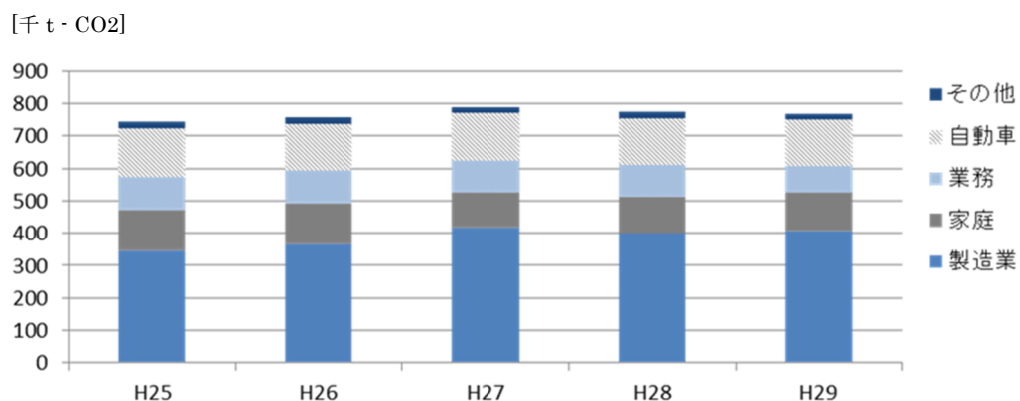


図 2-1 塩尻市域 CO₂ 排出量の推移

- 本市の太陽光発電設備は、10kW 以上の事業用発電設備が継続して設置されている状況です。雨水は敷地内処理を基本としておりますが、敷地外に流出するなどといった問題が発生している発電設備があります。

表 2-1 太陽光発電設備導入状況（令和 2 年 6 月末時点）

		導入件数 (新規認定分)	導入件数 (移行認定分)	合計	導入容量 (新規認定分)	導入容量 (移行認定分)	合計
		件	件	件	kW	kW	kW
太陽 光 発 電 設 備	10kW 未満	1,446	1,324	2,770	6,784	5,459	12,243
	うち自家発電設備併設	11	—	11	50	—	50
	10kW 以上	762	26	788	38,345	906	39,251
	うち 50kW 未満	722	22	744	16,650	313	16,963
	うち 50kW 以上 500kW 未満	27	4	31	7,836	593	8,429
	うち 500kW 以上 1000kW 未満	6	0	6	4,871	0	4,871
	うち 1000kW 以上 2000kW 未満	7	0	7	8,987	0	8,987
	うち 2000kW 以上	0	0	0	0	0	0

3 循環型社会に関すること

- 一般廃棄物処理量は、家庭系可燃ごみ量及び事業系可燃ごみ量ともに横ばいの状況です。

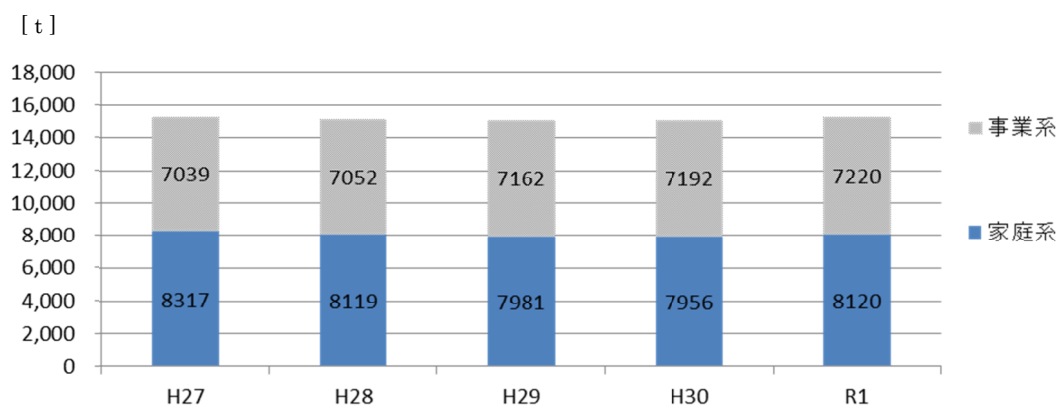


図 3-1 可燃ごみ量の推移

- 一般廃棄物であるし尿処理量は、減少傾向です。

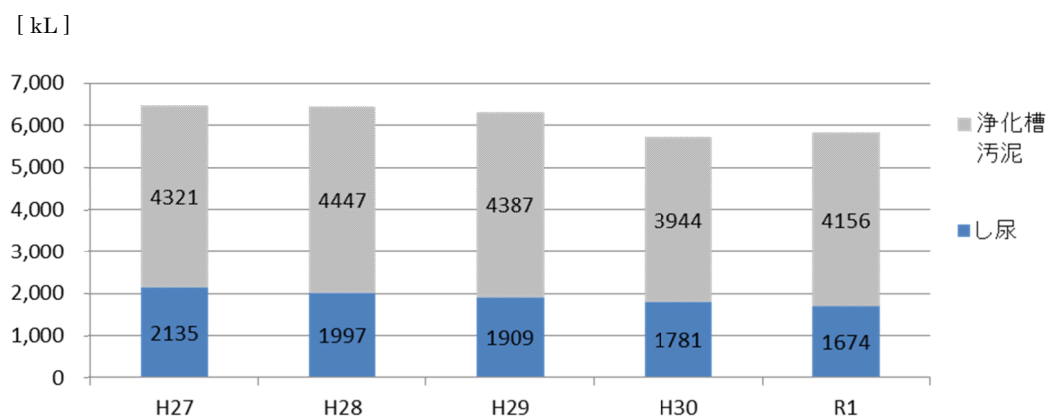


図 3-2 し尿処理量の推移

- 資源ごみ量は、減少傾向です。

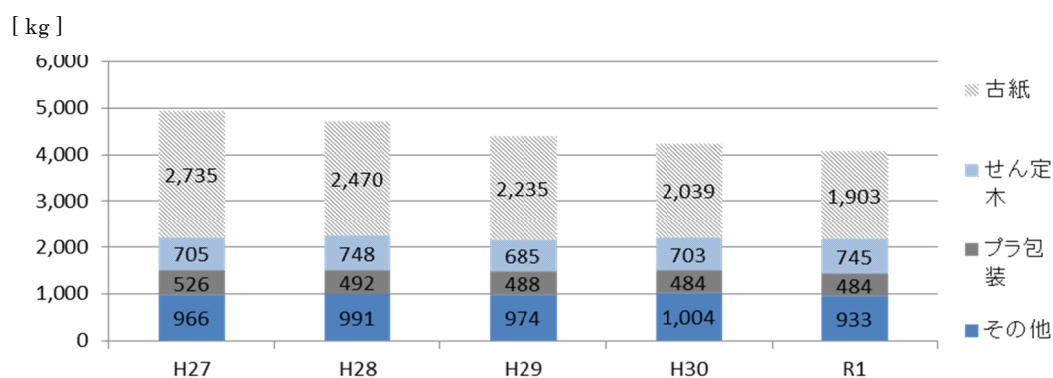


図 3-3 資源ごみ量の推移

○ 不法投棄の投棄量は、減少傾向です。

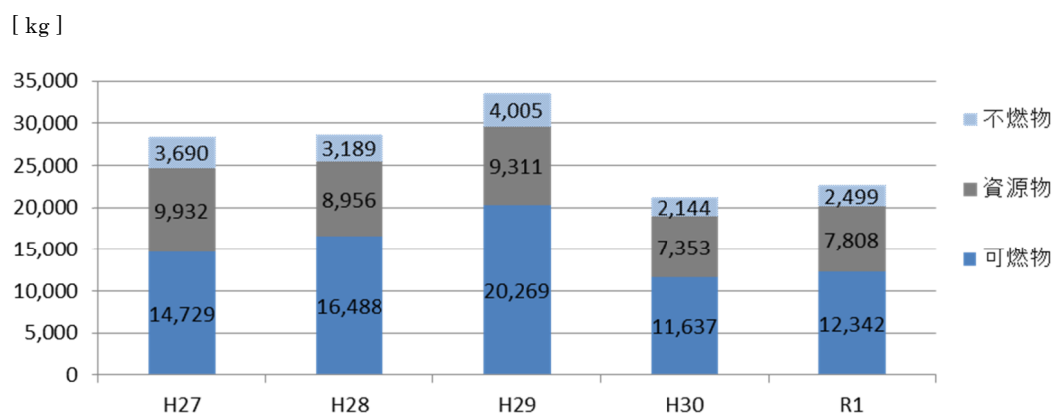


図 3-4 廃棄物不法投棄の推移

4 生活環境に関すること

○ 公害関係に関する苦情については、犬猫に関することと、空き地の雑草樹木に関することが多い状況です。

表 4-1 公害苦情対応件数

	H30 年度	R1 年度
大気	0	0
水質	0	1
騒音	6	2
振動	0	1
悪臭	1	2
犬猫	18	16
雑草樹木	16	15
油漏れ	2	3
その他	7	16

○ 市内 6 ヲ所の空間放射線量の測定を行っており、全ての地点で、国際放射線防護委員会（ICRP）の年間被ばく限量（1 ミリシーベルト）の時間換算値（自然放射線を除き 0.19 マイクロシーベルト）を下回っています。

表 4-2 空間放射線量測定結果（R1 年度平均値）

（単位: μ Sv/h）

	本庁舎	檜川支所	片丘支所	吉田支所	洗馬支所	北小野支所
平均値	0.07	0.07	0.08	0.07	0.06	0.06

- 本市は国道が交差する交通の要所であり、交通量が多い状況です。自動車騒音測定
の環境基準超過地点は、国道 19 号、20 号及び 153 号となっています。

表 4-3 自動車騒音測定結果

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
調査地点数	5	1	4	5	3
うち、環境基準値超過地点数	2	0	0	2	2

5 自然環境に関すること

- 高ボッチ高原は、令和元年 5 月に、高ボッチ高原自然環境保全協議会において「高
ボッチ高原環境管理ガイドライン」を策定し、自然環境保護エリアと観光・農林業
振興エリアにゾーニングを行い、自然環境保護を推進していくこととしました。
- 令和 2 年 3 月 27 日に、本市の最南端の茶臼山付近を含む中央アルプス県立公園が、
国定公園に指定されました。
- 毎年、自然調査パトロールを実施しており、環境省、長野県及び塩尻市レッドデー
タブックに登録されている植物が観察されていることから、これら希少な植物の保
全が望まれています。

表 5-1 自然調査パトロール結果

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
観察された希少植 物種類	25	19	12	19	21

第3章 施策の展開

- 第五次塩尻市総合計画の目指す都市像「確かな暮らし 未来につなぐ田園都市」について環境面からの実現を図るため、次の基本理念により施策を展開します。

共通理念 環境を守る心を育む

施策の方向性 環境意識をたかめ、環境を守ります

基本理念1 地球環境に配慮したまちをつくる

施策の方向性 地産地消型地域社会へ転換します

基本理念2 資源を有効に活用するまちをつくる

施策の方向性1 ごみの減量とリサイクルを促進します

施策の方向性2 森林や農地の利活用を促進します

基本理念3 安心して生活できる環境を守る

施策の方向性 良好な生活環境を守ります

基本理念4 ふるさとの自然を守る

施策の方向性 多様な生態系を守ります

- それぞれの理念と、持続可能な開発目標（SDGs）との関係については、17のゴールのアイコン（マーク）で明示します。



共通理念 環境を守る心を育む

持続可能な社会を目指すため、地球温暖化の進行抑止、エネルギー資源の効率的な利用及び豊かな自然の継承等は、今を生きる人類に課された重大な課題です。

すべての市民及び事業者が、急速に進む環境破壊と自らの行動との関わりに気づき、生活のなかで少しの配慮や工夫を重ねていけるよう、学習と実践を通じて環境を守る心を育成していくことが大切です。

本市では、平成 13 年より ISO14001 を認証取得しており、この中で、保育園から中学校までの環境学習を環境側面としてとらえ、環境意識の醸成を図っております。また、市役所各課、公民館活動及び団体等による環境講座の開催や、環境に配慮した事業活動の定着等により、市民の環境問題に関する知識や関心は高まってきています。

今後も、市民、事業者及び市が個別に取り組むだけでなく、協働によりそれぞれの役割に応じた環境保全活動を推進する必要があります。

■ 共通理念の方針（目指す姿）

方針 No	内容
共-1	あらゆる世代に対して環境情報の提供を行い、環境学習や体験機会の場が創出されている。
共-2	様々な主体によるパートナーシップが構築され、環境美化や景観形成等の環境保全活動が推進されている。

施策の方向性 環境意識をたかめ、環境を守ります

■ 指標・目標値

項目	基準年度	実績値	目標年度	目標値
環境訪問出前講座実施数	R1	14 回	R5	27 回
クリーン塩尻パートナー制度登録団体数	R1	52 団体	R5	55 団体
エコ・ウォーク参加者数	R1	1,327 人	R5	1,300 人
広報若しくはホームページによる環境情報提供数	—	—	R5	10 件

■方針に対する具体的施策の展開

方針 No	内容	担当課
共-1	省資源・省エネルギーの取り組みを推進するため、環境マネジメントシステム「ISO14001」を運用	生活環境課
	市民や団体等の取り組みの支援につながる環境情報や市の環境施策などの情報提供	
	環境に関する情報発信のため、必要に応じて地区説明会を開催	
	塩尻市環境白書の作成及び公表	
	市民や事業所等への環境学習の推進	
	保育園や学校等において、子どもへの環境学習を実施	
	環境学習教材を作成し、小学生に配布	
	区や団体等における環境学習の支援	
	民間のノウハウを活用した環境学習の実施	
共-2	クリーン塩尻パートナー制度による環境活動の推進	
	エコ・ウォークや市民一斉清掃等の取り組みの推進	

■主体別の取組内容

市民等に期待される取組み

- ・ 環境情報を収集し、自らの行動に活用します。
- ・ 地区や団体等の活動を受信し、環境情報の共有を図ります。
- ・ エコ・ウォークや一斉清掃に参加します。

事業者等に期待される取組み

- ・ 環境情報を収集し、環境にやさしい事業活動を推進します。
- ・ 環境学習講座に参加又は協力します。
- ・ 施設見学や講師派遣等、地域の環境学習に協力します。
- ・ エコ・ウォークや一斉清掃に参加します。
- ・ 環境保全に向けた連携に協力します。



基本理念 1 地球環境に配慮したまちをつくる

二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量が増加したことによる地球温暖化が進んでおり、地球全体に深刻な影響を及ぼしています。地球温暖化を防止することが人類共通の課題であり、温室効果ガスの削減に向けた取り組みのより一層の強化が求められています。

本市では、省エネルギーと再生可能エネルギーの普及を促進し、エネルギー資源の有効活用と二酸化炭素の排出抑制に取り組んできました。

地球温暖化の影響を低減し、持続可能な社会を構築するためには、低炭素型のライフスタイルの定着と、木質バイオマスや太陽光発電等の本市の特色を活かした再生可能エネルギーの普及に取り組んでいきます。

■基本理念 1 の方針（目指す姿）

方針 No	内容
1-1	二酸化炭素等の温室効果ガスの排出が少ない生活へ転換されている。
1-2	再生可能エネルギーの地産地消等、地域で再生されるエネルギーの利用がされている。

施策の方向性 地産地消型地域社会へ転換します

■指標・目標値

項目	基準年度	実績値	目標年度	目標値
市域から排出される CO2 の推計排出量※1	H30	771,333t	R3	664,732t
塩尻環境スタンダード登録件数	R1	40 団体	R5	46 団体
固定価格買取制度による再生可能エネルギー発電設備導入件数	R1	3,422 件	R5	3,600 件
再生可能エネルギーを自宅で活用していると回答した市民の割合	R2	23.6%	R5	30.0%
薪・ペレットストーブ等の設置件数	R1	219 件	R5	300 件
太陽光発電設備ガイドライン届出率	—	—	R5	100%

※1 指標に使用する数値は 2 年遅れで公表されるため、基準年度及び目標年度を表のとおり設定します。

■ 具体的施策の展開

方針 No	内容	担当課
1-1	「塩尻環境スタンダード」等の環境マネジメントシステムの導入支援	生活環境課
	信州気候変動適応センター等の情報の普及啓発	
	循環型社会推進基金等を活用した市内防犯灯の LED 化の促進	地域づくり課
	公共施設の新築時や改築時に、建物の高断熱化、設備機器の高効率化を推進	各所管課
	公共施設への省エネルギー機器やデマンド監視システム等の導入の推進	
1-2	「塩尻市再生可能エネルギー利用設備の設置等に関するガイドライン」の確実な運用	生活環境課
	木質バイオマスの効率的な生産システムの構築	農林課
	木質バイオマス発電や小水力発電で生み出した電力の公共施設での利活用推進	

■ 主体別の取組内容

市民等に期待される取組み

- ・ 環境負荷の少ない製品を購入します。
- ・ 住宅の新築時や改修時には、建物の断熱化や省エネ機器の導入をするように努めます。
- ・ 自動車を運転する際は、エコドライブを心がけます。
- ・ 公共交通機関や自転車の利用など、環境負荷の少ない移動を心がけます。
- ・ 木質バイオマスや太陽光など、再生可能エネルギーの有効活用を進めます。

事業者等に期待される取組み

- ・ 環境マネジメントシステムを導入します。
- ・ 節電や節水など、省エネルギー行動を推進します。
- ・ 高効率機器の導入等により、施設設備の省エネルギー化を推進する。
- ・ 消費電力のピークシフトに協力します。
- ・ 電気製品や自動車等を選ぶ際には、エネルギーの効率に配慮します。
- ・ 自動車の運転はエコドライブを心掛け、効率的な輸送配送方法に配慮します。
- ・ 太陽光施設を建設する際には、地域環境に配慮します。



基本理念 2 資源を有効に活用するまちをつくる

限りある天然資源を適正かつ有効に使用するとともに、ごみの減量やリサイクルに取り組み、社会・経済活動による環境負荷を低減し、持続可能な社会をつくることが求められています。

ごみの減量化対策として、平成 17 年 10 月に、ごみ処理の有料化及びプラスチック製容器包装の分別・資源化の取り組みが進められ、家庭ごみの総排出量は減少してきましたが、近年は横ばいの状況です。また、事業所やアパートから出される事業系ごみも減少しないことから、何らかの対策が求められます。環境負荷を低減するため、ごみの排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の 3 R 及び適正処理を進める必要があります。

また、県内では豊富な森林資源を活かしきれておらず、その有効活用が課題となっています。長野県・塩尻市・民間事業者をはじめとする産学官連携体制のもと、森林の再生や林業・木材産業の振興を図る「信州 F・POWER プロジェクト」が、平成 24 年 9 月から進められており、令和 2 年 10 月より木質バイオマス発電設備が本格稼働しました。

森林と同様に、農地は多面的な機能を有しているため、有効活用を図る必要があります。

環境負荷の少ない循環型社会を構築するため、市民・事業者の 3 R 活動の推進、森林資源の有効活用等による資源の地域内循環に取り組んでいきます。

■基本理念 2 の方針（目指す姿）

方針 No	内容
2-1	ごみの 3 R 運動が推進されている。
2-2	森林や農地が持つ多面的機能が保全されている。
2-3	地域資源等が域内で循環する仕組みが進められている。

施策の方向性 1 ごみの減量とリサイクルを促進します

■指標・目標値

項目	基準年度	実績値	目標年度	目標値
市民 1 人 1 日あたり家庭系もえるごみ量	R1	330g/人・日	R5	315g/人・日
事業系もえるごみ量	R1	7,220t/年	R5	6,915t/年
ごみの資源化率	R1	25.4%	R5	28.0%
ごみの減量に向けた分別やリサイクルが盛んであると感じる市民の割合	R2	67.4%	R5	75.0%

■具体的施策の展開

方針 No	内容	担当課
2-1	分別の徹底と適切な排出の啓発	生活環境課
	家庭系ごみ及び事業系ごみの発生抑制について啓発	
	家庭系及び事業系生ごみの資源化と資源有効活用の推進	
	災害時における廃棄物処理対応の確保	
	廃棄物及び資源物の適正処理	
	松塩地区広域施設組合による可燃ごみの広域処理の継続	
	最終処分場の長寿命化を図るため、焼却灰の再生利用を推進	
2-3	家庭系ごみのうち、陶磁器等のリユース・リサイクルの推進	生活環境課
	給食残さのたい肥化を推進し、花壇整備等に活用	教育総務課 こども課

■主体別の取組内容

市民等に期待される取組み

- ・ 3 R を推進します。
- ・ ごみの分別ルールに従い、適正分別することを徹底します。
- ・ 食品ロス削減を心がけ、食べ物を適量調理及び適時消費し、生ごみの発生を抑制します。
- ・ マイバックの活用や簡易包装を選択し、環境負荷の少ない製品を購入します。
- ・ 地域や身近な資源化活動に積極的に参加します。

事業者に期待される取組み

- ・ 3Rを実践し、廃棄物を適正な分別を徹底します。
- ・ 食品ロス削減に努め、食品廃棄物等の発生抑制や資源化を図ります。
- ・ 環境にやさしく、再利用や資源化に配慮した製品の製造または販売、容器包装の簡素化や回収ルートの整備を行います。
- ・ 廃棄物の再利用や資源化など、ごみの減量につながる活動により循環型社会の推進に努めます。

施策の方向性 2 森林や農地の利活用を促進します

■指標・目標値

項目	基準年度	実績値	目標年度	目標値
市有林及び民有林が整備された面積	R1	198ha	R5	203ha
山のお宝ステーション取扱材積量	R1	274m ³	R5	350m ³
子どもが木とふれあい、遊んだり学んだりすることが盛んであると感じる市民の割合	R2	30.1%	R5	36.0%
荒廃農地の面積	R1	15.1ha	R5	15.0ha

■具体的施策の展開

方針 No	内容	担当課
2-2	民有林の除間伐の支援	農林課
	森林整備計画による森林整備の推進	
	松くい虫被害防止パトロールの推進	
	林地台帳の整備	
	ペレット燃料の利用促進	
	森林や木に触れ合う機会の創出	
	農地パトロールや農地流動化を促進	
	自然環境の保全に資する農業生産活動の推進	
2-3	住宅における県産木材の利用促進	建築住宅課
	公共施設における県産木材の利用促進	各所管課

■主体別の取組内容

市民等に期待される取組み

- ・ 森林や里地里山の環境整備に参加協力します。
- ・ 地域産木材を使用した住宅や製品の購入に努めます。
- ・ ペレットストーブや薪ストーブ等を導入し、木質バイオマスの利用に努めます。
- ・ 環境に配慮した農業を推進します。

事業者等に期待される取組み

- ・ 森林や里地里山の環境整備に参加協力します。
- ・ ペレットストーブや薪ストーブ等により、木質バイオマスの利用に努めます。
- ・ 地域産木材や林産物の利活用に努めます。
- ・ 間伐材の利用、販売、商品開発等を進め、市民に情報発信します。
- ・ 森林の保全活動に取り組みます。



基本理念 3 安心して生活できる環境を守る

本市は、豊かな自然、特徴的な都市景観、歴史的な街道景観に恵まれ、人々の生活との調和が生み出す生活環境が大きな魅力となっています。

市内の河川・湖沼の水質については、調査を継続的に実施して水質の監視を行っていますが、下水道等の普及により生活排水や事業所排水の適正処理が進み、河川や湖沼の水質は概ね良好に維持されています。また、大気中のダイオキシン類の調査や酸性雨の調査についても、良好な状態を維持しています。

平成 16 年 4 月の「ポイ捨て禁止等によるきれいなまちづくり市民条例」施行以降、市や NPO 法人、地域等の連携によるパトロール体制の強化が図られ、不法投棄への迅速な対応や監視体制が整備されていますが、不法投棄は依然として後を絶ちません。不法投棄の防止対策を推進し、地域の生活環境の保全を図るとともに、市民一斉清掃やエコ・ウォーク等の市民参加型のイベントや環境美化活動のボランティア活動の支援を充実させ、地域ぐるみの取り組みを進める必要があります。

価値観の多様化により、環境に対するニーズも高まっており、大気汚染や水質汚濁等の公害、ポイ捨てや不法投棄の防止のみならず、身近な緑や水辺、美しい町並みや歴史景観といった、快適でうるおいある環境の保全に取り組んでいきます。

■基本理念 3 の方針（目指す姿）

方針 No	内容
3-1	水資源及び水環境が持続的に保全されている。
3-2	大気等を定期的に監視調査し、万一の際には迅速な対応策がとれる体制が構築されている。
3-3	ポイ捨てや不法投棄が減少している。
3-4	空き地及び空き家が適正に管理されている。
3-5	美しい都市景観及び街道景観が保全されている。

施策の方向性 良好な生活環境を守ります

■指標・目標値

項目	基準年度	実績値	目標年度	目標値
河川における BOD の環境基準達成率	R1	92.9%	R5	92.0%
不法投棄総重量	R1	22,649kg	R5	22,000kg
公園・緑地がきれいで利用しやすく整備されていると感じる市民の割合	R2	55.7%	R5	57.0%

■具体的施策の展開

方針 No	内容	担当課
3-1	河川水質、地下水水質及び水位調査の継続実施	生活環境課
	塩尻市公害防止条例に基づく地下水の利用状況の把握	
	「アルプス地域地下水保全対策協議会」の施策の実施による広域的な地下水保全の推進	
3-2	自動車騒音調査の実施	
3-3	ごみの野焼き防止の啓発及び指導の実施	
	不法投棄防止パトロールの強化	
	信州プラスチックスマート運動による海洋プラスチック問題の取り組みの推進	
3-4	空き家等の適正な管理の促進	建築住宅課
	空き家バンク制度等による空き家解消	
3-5	屋外照明の効率化及び適正使用の啓発	生活環境課
	屋外広告物パトロールの実施	建築住宅課
	身近な公園や緑地の整備	都市計画課
	「都市計画マスタープラン」に基づく取り組みの推進	

■主体別の取組内容

市民等に期待される取組み

- ・ 灯油等の流出を防止します。
- ・ 農薬などの薬品を適正に使用し、管理します。
- ・ 騒音など、生活環境に配慮して行動します。
- ・ 市や各種団体が取り組む環境美化活動に参加します。
- ・ ごみの持ち帰りによる清潔なまちづくりに努めます。
- ・ 不法投棄を防止するための見回りと通報に協力します。

- ・ 所有する空き地を適正に管理し、近隣に迷惑が及ばないようにします。
- ・ 適正に管理されていない空き家等を発見したときは、市又は自治会等に情報を提供するように努めます。

事業者に期待される取組み

- ・ 環境汚染事故発生時には、被害が拡大しないよう適切な処置を行います。
- ・ 環境に関する法律及び条例を順守します。
- ・ 事業活動について、周辺住民に配慮します。
- ・ 事業所周辺の清掃活動を行い、清潔なまちづくりに努めます。
- ・ 有害化学物質を適正に管理します。
- ・ 各種測定結果を公表します。



基本理念 4 ふるさとの自然を守る

本市には、高ボッチ高原を含む八ヶ岳中信高原国定公園、中央アルプス国定公園及び塩嶺王城県立公園など、豊かな自然に恵まれて貴重な野生生物が数多く生息していますが、ヒメジョオン等の外来種の増加が懸念されており、その保全と対策が求められています。

自然公園については、その特性や状況を踏まえ、関係機関と連携し、その保全方法や活用のあり方について幅広く検討を進めるとともに、貴重種の生態や生息範囲の調査を行い、その生息・生育環境の確保に努める必要があります。

外来生物の駆除や有害鳥獣対策を進め、生物の生息空間として、重要な河川、湖沼、山林等多様な空間の環境保全に取り組む必要があります。

■基本理念 4 の方針（目指す姿）

方針 No	内容
4-1	地域に多種多様な生態系が存在する「生物多様性」の必要性が、市民に理解されている。
4-2	里地里山や自然公園の環境が保全されている。

施策の方向性 多様な生態系を守ります

■指標・目標値

項目	基準年度	実績値	目標年度	目標値
外来生物等駆除年間実施箇所数	R1	(1.5ha)	R5	5 箇所
高ボッチ高原自然環境保護活動参加人数	—	—	R5	200 人

■具体的施策の展開

方針 No	内容	担当課
4-1	自然環境の現況調査による実態把握	生活環境課
	「生物多様性ながの県戦略」に基づく広域的な生物多様性の推進	
	市民や各種団体との協働による特定外来生物の駆除	
	高ボッチ高原等における自然環境保全活動の推進	
4-2	里地里山の保全促進	

■主体別の取組内容

市民等に期待される取組み

- ・ 地区住民や各種団体が取り組む活動に参加します。
- ・ 市や各種団体が行う生物多様性の保全活動に参加します。
- ・ 外来生物の駆除に努めます。

事業者等に期待される取組み

- ・ 地区住民や各種団体が取り組む活動に参加します。
- ・ 市や各種団体が行う生物多様性の保全活動に参加します。
- ・ 各種法令等を遵守し、周辺の自然環境に配慮した開発を行います。

資料

1 塩尻市環境審議会委員名簿

(順不同・敬称略)

役職	氏名	選出分野等	備考
	酒井 潤一	理学博士	
	酒井 孝	工学博士	
会長	武井 富喜雄	長野県林業大学講師	
	塚原 克彦	地球温暖化防止活動推進員	
	阿部 渉	クリーン塩尻推進連絡会議	
	小松 稔	塩尻商工会議所	
	有賀 雅和	塩尻青年会議所	
	上條 勝	塩尻市区長会	
副会長	清沢 薫	塩尻市衛生協議会連合会	
	永田 美穂	ボランティア連絡協議会	
	重 千富	消費生活アドバイザー	
	土川 正美	塩尻市自然保護ボランティア	
	薄田 利秋	公募	
	伊予田 清	公募	

第二次塩尻市環境基本計画（令和 2 年度改訂版）

令和 3 年 3 月発行

発行／塩尻市

編集／塩尻市市民生活事業部生活環境課

〒399-0786 塩尻市大門七番町 3 番 3 号

電話：0263-52-0744（直通）
